

克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、豪雪地域において、克雪住宅の整備を誘導することにより、雪下ろしによる負担の軽減及び雪下ろし作業中の転落事故を未然に防止するため、市町村が克雪住宅の整備に補助を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

自ら居住又は所有する住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(2) 融雪型克雪住宅

屋根に熱エネルギー（電気、ガス、灯油、日照、外気等）の利用による融雪のための措置（地下水の解放利用を伴うものを除く。）を講じた住宅をいう。

(3) 自然落雪型克雪住宅

屋根に次に掲げるすべての措置（第4において「自然落雪のための措置」という。）を講じた住宅で、落下した雪による危害が生ずるおそれがないことを住宅所有者からの誓約書の提出等により市町村が確認しているものをいう。

ア 形状を切妻、片流れ又はこれに類する単純なものとすること。

イ 勾配を次のいずれかとすること。

(ア) 10分の5.5以上

(イ) 10分の3.5以上かつ、塗装等の処理により高い滑雪性を有するもの（ただし、積雪時等において小屋裏等に熱を送るなどにより、屋根面の雪氷を融かすもの等、市町村長が落雪性能を有すると認めた措置を講じた場合にあっては、屋根の勾配については10分の3以上とする。）

ウ 屋根葺き材を金属板とし、葺き方を平葺き、一文字葺き、横葺き又はこれに類する突出部の少ないものとすること。

エ 雪割の設置その他の方法により滑雪上支障となる棟部での雪のつながりを防ぐ構造とすること。

オ 雪止め金物、煙突、屋根付小窓等、滑雪上支障となる突起物を屋根面に設置しないこと。

(4) 雪下ろし型克雪住宅

雪下ろし作業の安全対策の向上が図られる命綱固定アンカーの設置その他これに類する措置を講じた住宅をいう。

(5) 高齢者世帯等

次のいずれかに掲げる世帯をいう。

ア 高齢者世帯

生計の中心となる者が、60歳以上の世帯

イ 母子世帯及び父子世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める母子家庭又は父子家庭である世帯

ウ 傷病・障がい者世帯

生計の中心となる者が、傷病・心身障がい者である世帯

エ その他必要と認める世帯

生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護世帯等で、市町村長が特に必要と認める世帯

（対象区域）

第3 克雪住宅普及促進事業の対象区域は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯とする。

（経費及び補助率）

第4 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経費	補助率
融雪型克雪住宅の新築、増築若しくは改築をする者又は現に存する住宅（既に融雪のための措置又は自然落雪のための措置が講じられているものを除く。）の屋根を改修して融雪型克雪住宅若しくは自然落雪型克雪住宅とする者に対し、市町村が補助する場合の補助事業年度における当該補助事業に要する経費の合計額。ただし、1戸当たりの額は、融雪型克雪住宅にあっては融雪のための措置に要する工事費の5分の1又は600,000円（高齢者世帯等の場合にあっては4分の1又は750,000円）のうちいずれか低い額を、自然落雪型克雪住宅にあっては自然落雪のための措置に要する工事費の5分の1又は450,000円（高齢者世帯等の場合にあっては4分の1又は550,000円）のうちいずれか低い額を限度とする。	3分の2以内
現に存する住宅（既に融雪のための措置、自然落雪のための措置又は	2分の1以内

雪下ろしの安全対策の措置が講じられているものを除く。) を改修して雪下ろし型克雪住宅とする者に対し、市町村が補助する場合の補助事業年度における当該補助事業に要する経費の合計額。ただし、1戸当たりの額は、雪下ろしの安全対策の向上のための措置に要する工事費の2分の1又は80,000円のうちいずれか低い額を限度とする。

(補助金交付の条件)

第5 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。
- (2) 補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(交付の申請)

第6 規則第3条に規定する交付の申請は、克雪住宅普及促進事業補助金交付申請書に知事が別に定める書類を添えて提出するものとする。

- 2 前項の書類の提出期限は別に定める。
- 3 第5第1号の規定により承認を受けようとするときは、別に定める書類を提出して行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第7 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、克雪住宅普及促進事業補助金交付取下書を、当該補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告は、克雪住宅普及促進事業補助金実績報告書に知事が別に定める書類を添えて提出するものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9 補助金の交付を請求しようとするときは、克雪住宅普及促進事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第10 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、

所管建設事務所の長を経由するものとする。

(補則)

第 11 この要綱に規定する申請書等の様式その他補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は平成 28 年度の補助金から適用する。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は平成 31 年度の補助金から適用する。